

「便座シート」商品形態・不正競争行為差止等請求事件：大阪地裁平成20(ワ)1637・平成20年7月17日(21民部)判決 棄却

【キーワード】

不競法2条1項3号，商品形態の模倣，形態上の特徴，登録実用新案

【事 実】

本件は、日用雑貨の製造、販売等を行う原告（株式会社サンコー）が、自己の商品の形態を模倣した商品を製造販売する被告（レック株式会社）の行為は不正競争防止法2条1項3号に基づく不正競争行為に該当すると主張して、被告に対し、同法3条に基づく販売の差止めを求めるとともに、同法4条に基づく損害賠償として200万円及びこれに対する不法行為の後である平成19年11月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

争点は、被告製品は、原告製品の形態を模倣したもののかの一点であった。

【判 断】

1 争点1（被告製品は、原告製品の形態を模倣したもののか）について

(1) 原告製品の形態

証拠（検甲1及び検証の結果）によれば、原告製品の形態は、以下のとおりと認められる。

- A 便座の形に沿ったブーメラン形をなしており、左右対称形の物1対をなしている。
- B 不織布からなる基布の表面に、ふかふかした厚手のアクリルポアが融着されている。
- C 内側の湾曲部には、約2cmの切り目が6か所設けられている。
- D 基布の表面には貼着用樹脂が塗着されており、2ないし3mm幅の細い凸状部が約2mm幅の凹部を隔てて多数形成されている。
- E 便座シートである。

(2) 被告製品の形態

証拠（検甲2及び検証の結果）によれば、被告製品の形態は、以下のとおりと認められる。

- a 便座の形に沿ったブーメラン形をなしており、左右対称形の物1対をなしている。
- b 不織布からなる基布の表面に、ふかふかした厚手のアクリルポアが融着されている。

c 基布の裏面には貼着用樹脂が塗着されており、約1.5cm幅の太い凸状部が約2mm幅の凹部を隔てて多数形成されている。

d 便座シートである。

(3) 原告製品と被告製品の形態の実質的同一性の有無

ア そこで、原告製品と被告製品とを対比するに、原告製品と被告製品は、便座の形に沿ったブーメラン形をなしており、左右対称形の物1対をなしている点、不織布からなる基布の表面に、ふかふかした厚手のアクリルポアが融着されている点、基布の裏面には貼着用樹脂が塗着されており、凸状部が凹部を隔てて多数形成されている点、便座シートである点において共通している。他方、原告製品と被告製品の形態は、原告製品には、内側の湾曲部に約2cmの切り目が6か所設けられているのに対し、被告製品には、このような切り目はない点、原告製品では、裏面の凸状部の幅が2ないし3mmであるのに対し、被告製品では、裏面の凸状部の幅は約1.5cmである点で異なっていることが認められる。

イ 上記認定のとおり、原告製品は、基本的形状としては便座シートとしてありふれたブーメラン形をなしているところ、その内側の湾曲部に約2cmの切り目が6か所設けられている（内側切り目）のに対し、被告製品にはそのような切り目はないという相違点が存在する。上記内側切り目は包装袋を通して比較的明瞭に視認することができるものであって（検甲1及び検証の結果）、またその包装袋（甲1）に掲載されている装着写真を見ることにより、需要者において、当該内側切り目によって便座の内側まで便座シートで覆うことができると認識すると考えられる。このような内側切り目は、原告が実用新案登録出願した考案、すなわち「各便座に対して便座の上面部の露出量を少なくすることができる大きさに形成された便座シートを便座の上面部に載置した場合、便座の内周側となる部分が大き過ぎるときは、スリット間の部片を便座側へ押付けることにより該部片を便座に接着することができ、着座感を損なうことなく便座の内周部内空間が便座シートによって狭くなるのを防ぐことができるようにする」との課題を解決するため、「便座の上面部の左側位置及び右側位置に載置する一対であり、便座の内周側となる縁に複数のスリット11を設け、その下面に接着層を設けて、便座の内周側となる部分が大き過ぎるとき、スリット11間の部片を便座側へ押付けることにより該部片を便座に接着するようにした」（乙3の「登録実用新案公報」1頁の【要約欄】）考案について実用新案登録（第3105081号）を得ており（乙3）、その特徴は外部から視認できる新規な形態上の特徴と把握できるものである。さらに、原告製品に同封されている「ベンザシートの装着説明書」（乙6）にも、内側切り目について、「座っていただくとベンザシー

ト内側の切り込み部分が便座内側をカバーして、お尻へのひんやり感を防ぎます」と説明されていること、原告製品のカタログ（乙1）にも、「切り込みニュータイプ（実用新案登録済）」と記載されており、原告製品の販売に当たって内側切り目及びその効果が強調されていることが認められる。これらの事実からすれば、原告は、原告製品に設けられた内側切り目を原告製品の特徴として強調しており、他方、需要者も、原告製品の購入を検討するに際し、内側切り目を意識し、その効用を予想するものと考えられ、原告製品における内側切り目は、商品購入の際の重要な考慮要素となるものと認められる。

この点、原告は、内側切り目について、装着時には便座の内側に入り込む位置にあり、かつ微細であるためあまり目立たず、形態上従たる地位しか占めていないと主張する。しかし、原告製品を使用する際には、内側切り目の部分が便座の内側に入り込むことになるものの、かといって装着時に当該部分が死角になって見えなくなるわけではなく、内側切り目により、便座の内側まで便座シートが貼り付いて覆っているということは明らかといえる。

以上の事実を照らすと、原告製品における内側切り目は、原告製品の全体的な形態の中にあって顕著な独自の特徴的な形態をもたらしているものと認められる。

ウ これに対し、原告は、基布の表面にふかふかした厚手のアクリルポアが融着されている点が、原告製品の形態上の特徴であると主張する。

なるほど、証拠（検甲1及び検証の結果）によれば、原告製品の基布表面にはふかふかした肌触りの良い触感の素材が用いられていることが認められ、原告が原告製品を販売する以前に販売していた便座シート（乙2、検甲3及び検証の結果）と比較しても、その肌触りの良さは相当程度向上していると認められる。また、原告製品が販売される以前に、同様の素材を便座シートに採用した商品があったことは証拠上窺えないから、原告製品にこのようなふかふかした触感を生む素材が融着されていることは、原告製品の特徴の一つをなすものといえる。

しかし、原告製品と素材が異なる便座シート（検甲3）と原告製品とを比較しても、両者の素材の違いを外観上明確に認識することはできない。

したがって、原告が主張するように、基布の表面にふかふかした厚手のアクリルポアが融着されていることは、原告製品の機能上（使用感）の特徴をなすものとはいっても、形態上の顕著な特徴をなすとは認められない。

なお、原告製品と被告製品との間には、上記認定の共通点があるが、そもそも便座シートは便座の上に貼り付けて使用するものである以上、その形状は便座の形状に制約されるものであり、便座の形状には「洗浄暖房型」、

「O型」，「U型」の3種類程度しかなく（甲1の1頁下段），しかもこれらは相互に大きく異なるものでもないことからすると，便座シートの全体的な形状である共通点に形態上の特徴を見出すことはできない。

エ 以上によれば，被告製品には，原告製品の形態上の顕著な特徴である内側切り目が全く設けられていないから，その他の原告製品の形態上の共通点を考慮しても，原告製品と被告製品とが，実質的に同一の形態であると認めることはできない。

以上から，被告製品は，原告製品の形態を模倣した商品であるとは認められない。

## 2 結論

よって，原告の請求はその余の点について判断するまでもなくいずれも理由がないからこれを棄却することとし，主文のとおり判決する。

### 【論 説】

1．本件は、不競法2条1項3号に該当する「他人の商品の形態」を模倣した商品の販売等をする行為を不正競争と認定し、それによって「営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者」は、その侵害者に対し差止め請求をすることができることを規定する同法3条による権利行使が可能か否かが争われた事件である。これはやや見方を変えれば、非登録意匠の意匠権侵害事件であるといえるものである。ということの意味は、不競法2条1項3号の規定は、「他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すこと」を「模倣」と定義（法2条5項）してはいても、このような趣旨の規定は、意匠法において「非登録意匠権」として保護することと、実質的に変わりはないのである<sup>1)</sup>。また、ここに「実質的同一の形態」とは、換言すれば「類似の意匠」に近い概念といえるのである。

2．さて、原告の商品形態の構成態様は、被告の商品形態のそれと対比すると、「便座シート」という両製品において見られる違いは、写真だけでは判別しにくいところ、裁判の場では現物が検証物として提出されているから、その相違点は一目瞭然であったように思われる。同時に、被告は、原告出願の登録実用新案公報及び原告カタログを乙号証として提出しているから、原告の商品形態がその技術的機能上の特徴に基くものであることを、被告有利に引用している。

それは、判決が、両者の商品形態の違いについて認定する次の点に表われている。

(1) 原告の形態には、内側の弯曲部に2cmの切れ目が6か所設けられているのに対し、被告の形態にはそれらが無い。

(2) 原告の形態には、基布の表面に2ないし3mm巾の細い凸状部が、約2mm巾の凹部を隔てて多数形成されているのに対し、被告の形態には、基布の裏面に約1.5cm巾の太い凸状部が約2mm巾の凹部を隔てて多数形成されている。

3. この2つの相違点のうち、判決は、(1)の原告製品における内側切れ目について、全体の中で顕著な独自の特徴的形態と認定し、これを有さない被告製品は実質的に同一の形態であると認めることはできないと説示し、被告製品は、原告製品の形態を模倣した商品であるとは認められないと判示したのである。

判決文に添付されている原告製品の形態の写真からは、その内側弯曲部の切れ目についてその実態を明確に把握することは困難であるけれども、これをカバーするための前記実用新案公報や被告の主張を整理して考えると、その商品形態の特徴は従来存しなかった新規な点であるとはじめて理解することができるようになる。

したがって、不競法訴訟にあっては、原告となる者は諸般の事情を考慮した上で慎重になることが必要であるし、被告となる者は原告の商品形態の実態をよく調査検討しておくことが必要であることを、本件は教えてくれている。

4. 本事件の場合にあっては、便座シートの形状は、便座自体の形状に合わせて種々のものが存するところ、原告がそのシートの形態について実用新案登録の出願をしているということは、その明細書に記載されているとおり、従来存しない技術的ないし実用的に優れた効果があることを考慮しつつも、被告製品が実用新案権侵害（評価の有無は不明）となることを原告が主張していない事実を考えると、本件は不正競争行為に該当することもなかったのではないかと解することができる。

前記登録実用新案公報に掲載されている図面（図1～図7）を見ると、シート全体の中のスリット11という部分は、正に切れ目線があるのが見えるだけで、開口部といえるものではないから、便座への使用の有無にかかわらず、スリット部分はつぶれてよく見えないのが普通の状態である。

しかしながら、両商品形態を対比したとき、判決が、原告製品にある内側弯曲部の切れ目が、被告製品の内側弯曲部には存しないことを、特徴を有しないこととして、両商品の形態を実質的に同一でないと認定したことは妥当といえるだろう。

原告の商品形態の内側弯曲部における6個の切れ目は、その製品全体から見ると、新規な創作体を有する部分と解することができるかどうかはさておき、また被告の商品形態はその素材のことは別として、従来から周知の形態ではな

いかと思われるから、自由形態の抗弁を被告は主張することができたのである<sup>2)</sup>。

- 1) 筆者は、意匠法改正が検討されていた平成10年改正前の、平成5年不正競争防止法の改正前に、無審査登録制度の導入を提言したものである。そのモデル法は英国のCDPA1988にあったが、特許庁での検討のおくれの間に、経産省が不正競争防止法2条1項3号の規定の導入に踏み切ったのである。また、この制度は、特定の物品についてのみ導入する方法もあったが、この提言を逸早く採用したのが韓国のデザイン保護法である。牛木理一「日本の意匠保護制度のあり方」パテント1995年11月号（「デザインキャラクター パブリシティの保護」に収録197頁・悠々社）
- 2) 意匠権侵害訴訟で被告が主張できるのは、自由意匠の抗弁であると同時に全部公知の抗弁であり、これは権利濫用の抗弁として登録無効審判の請求を可能とするが、不競法侵害訴訟では自由形態の抗弁どまりである。

〔牛木 理一〕

## 原告製品目録

便座シートであって、別紙写真 1、2、3 記載のもの。

写真 1

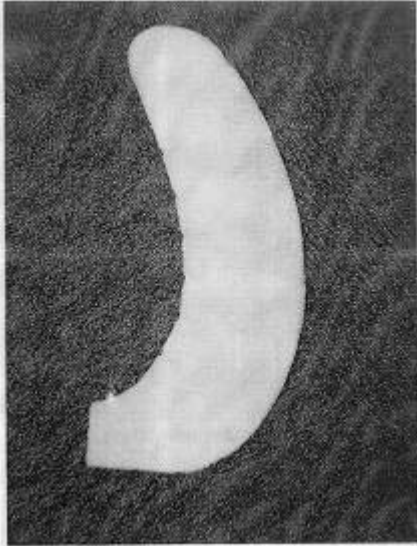


写真 2

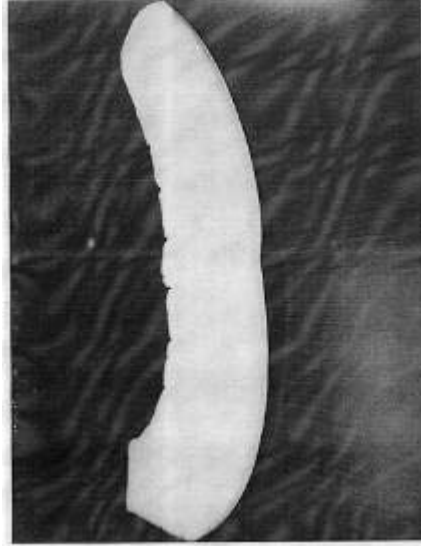


写真 3



## 被告製品目録

便座シートであって、別紙写真4、5、6記載のもの。

写真4

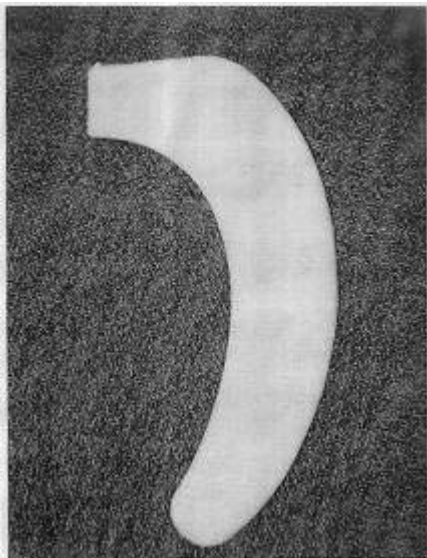


写真5



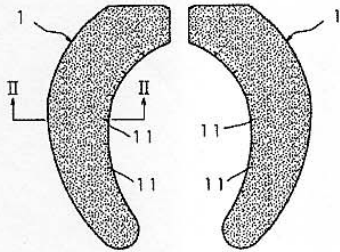
写真6



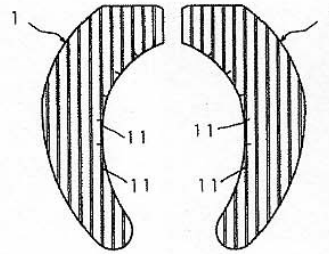


原告・実用新案登録第3105081号公報

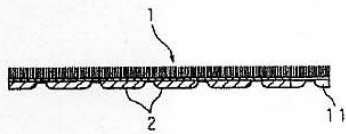
【図1】



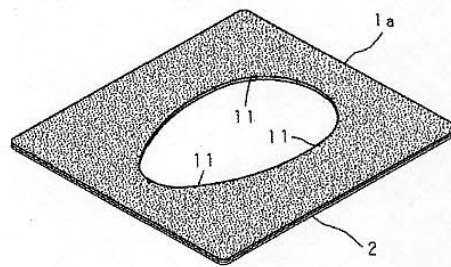
【図3】



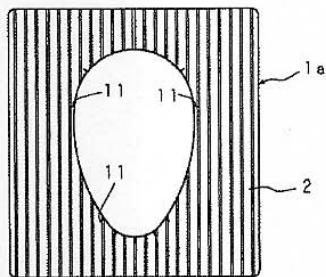
【図2】



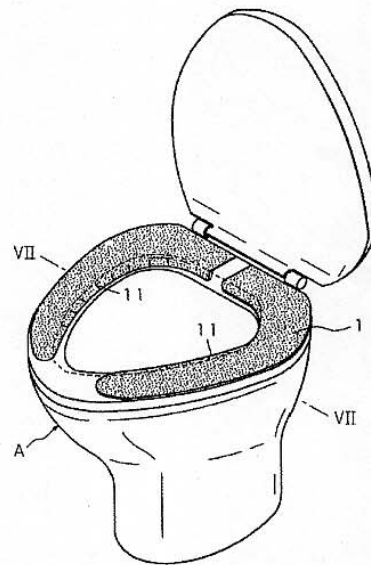
【図4】



【図5】



【図6】



【図7】

